

坂戸市条例第17号

坂戸市手話言語条例

言語は、お互いの意思疎通を図る上で欠かせないものである。

手話は、音声言語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解するために、手話を大切に育んできた。

しかし、長い間、手話は言語として認められず、ろう者は必要な情報を得ることや意思疎通を図ることに困難を抱え、様々な不便や不安を感じて暮らしてきた。

こうした中で、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約や平成23年に改正された障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、いまだ手話に対する理解が社会において深まっているとは言えない。

ここに、私たちは、手話が言語であるとの認識に立ち、手話を広く普及していくこと等によって、ろう者とろう者以外の者とが、手話により心を通わせ、住み慣れた地域でともに豊かに生きるまちを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、市民の手話への理解及び手話の普及の促進を図るとともに、手話を使用しやすい環境を整備することで、一人ひとりの人格及び個性を尊重して支え合う共生社会の実現を図り、もって市を住み慣れた地域でともに豊かに生きるまちにすることを目的とする。

(基本理念)

第2条 ろう者及びろう者以外の者が、一人ひとりの思いを大切にし、並びに相互に人格及び個性を尊重して様々な活動を行うこと等を基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図るものとする。

(市の責務)

第3条 市は、市民の手話への理解を広げ、手話を普及し、及び手話を使用しやすい環境にするための施策を推進するものとする。

2 市は、前項の施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(埼玉県との連携及び協力)

第4条 市は、市民の手話への理解及び手話の普及の促進並びに手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、埼玉県と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、手話への理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念を理解し、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(方針の策定)

第7条 市は、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に推進するための方針を策定するものとする。

(1) 手話への理解及び手話の普及の促進に関すること。

(2) 手話による情報の発信及び取得並びに手話を使用しやすい環境の整備に関すること。

(3) 手話による意思疎通の支援に関すること。

2 市は、前項の方針の策定に当たっては、市の障害者の福祉に関する計画等との整合性を図るものとする。

(手話を学ぶ機会の確保)

第8条 市は、ろう者、手話通訳者及び手話を使用することができる者と協力して市民が手話を学ぶ機会の確保を図るよう努めるものとする。

(事業者に対する手話の啓発)

第9条 市は、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう、事業者に対する手話通訳者を派遣する制度の周知その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(災害等への対応)

第10条 市は、災害等が発生した場合において、ろう者が手話等により必要な情報を速やかに取得し、及び円滑に意思疎通を図ることができるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。